

開発行為及び宅地造成を行う場合の関係法令協議先一覧

R4.4.1

北広島市企画財政部都市計画課

チェック欄	法令名	許可・協議項目	協議先	電話(代表) 011-372-3311
	都市計画法	開発行為	企画財政部都市計画課開発調整担当	(内線3622・3625)
	宅地造成等規制法	宅地造成	企画財政部都市計画課開発調整担当	(内線3622・3625)
	建築基準法	確認申請	建設部建築課建築指導担当	(内線4204・4205)
	農地法	農地転用許可	農業委員会農地振興担当	(内線4701・4702)
	森林法	林地開発行為、伐採届	経済部農政課森林担当	(内線4603・4605)
	文化財保護法	埋蔵文化財(1ha以上)	教育委員会エコミュージアムセンター	011-373-0188 (旧広葉小学校)
	水道法	配水管・給水管	水道部水道施設課管理担当・給水担当	(内線4311・4324)
	道路法	道路工事承認・占用	建設部土木事務所道路担当	(内線6101)
	河川法	河川・調整池	建設部土木事務所河川担当	(内線6102)
	下水道法	汚水・雨水管接続	水道部下水道課管理担当	(内線4333・4335)
	北広島市緑のまちづくり条例	緑化計画	建設部都市整備課緑化推進担当	(内線4225)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産廃設置規制方針	市民環境部環境課廃棄物計画担当・廃棄物管理担当	(内線4102・4104)
	環境基本法	環境基準(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音)	市民環境部環境課環境保全担当	(内線4111・4113)
	社会福祉法	社会福祉施設	保健福祉部福祉課・高齢者支援課	(内線2124・2171)
	消防法	消防水利(消火栓、防火水槽等)	消防本部警防課	011-373-2321
	土地改良法	農業利用水(河川に浄化槽、雑排水を流す時)	恵庭土地改良区	0123-36-8411
	北海道景観条例	開発行為(土地面積10,000㎡又は、法面・擁壁の高さが5mを超えるもの)	石狩振興局産業振興部建設指導課 景観担当	011-231-4111 (内線34-473)
	浄化槽法		市民環境部環境課環境保全担当・建設部建築課建築指導担当	(内線4111・4205)
	北海道自然環境等保全条例	特定の開発行為	市民環境部環境課環境保全担当	(内線4111・4113)
	土壌汚染対策法	土壌汚染対策	環境生活部環境局循環型社会推進課環境保全グ	011-204-5193
	工場立地法	工場(製造業、電気・ガス・熱供給業)内の敷地の緑化(敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上)	経済部商工業振興課	(内線4613)